

混合粗大ごみの 受入れをします

「ご家庭で不用になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、下記のとおり持ち込み場所へ直接持ち込んでください。」

なお、家庭から出るごみが対象ですので、事業所ごみの持ち込みは受け入れしません。

○混合粗大ごみとは

「燃える物と燃えない物が一緒にになっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ」

例) 電気毛布、電気カーペット、スプリング入りソファ、マッサージチェア

オルガン、木製の台付きミシン、ゴルフバッグ、チャイルドシートなど

※ねじ等で接合しており、容易に分解できるものは受け入れできません。



日時

6月21日(日)
9時～12時(午前)
13時～15時(午後)

持ち込み場所

名和クリーンセンター

手数料

10kgあたり205円

●当日、混合粗大ごみ以外の受け入れは行いません。

※手数料は、持ち込み場所において、現金でお支払いください。

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所建設課総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所地籍調査課総合窓口室

☎0858・58・6111

※当日の連絡先

名和クリーンセンター

☎0859・54・5352

はい!

消費生活相談窓口です

相談窓口へ寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。

今の情報を知っておくと、適切な対応ができます。

(国民生活センター見守り新鮮情報より)

「老人ホーム入居権を代わりに

申し込んで」という電話は詐欺!!

相談

突然、知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら譲って欲しい」と電話があった。届いた頃に電話があり、「入居させたい人がいるが、枠がいっぱいなので、代わりに申し込んで権利を譲って欲しい」と頼まれ言われたとおりにした。2日後、老人ホームから「名義貸しは犯罪だ。100万円を払えば名前を消す」と言われ怖くなったので払った。翌日、今度は監査人という人から電話があり、「まだ、罪が消えてない。弁護士費用が200万円必要だ」と言われた。

アドバイス

不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切りましょう

・「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘が依然として続いています。

・「名義を貸すだけ」などと言われても、後からさまざまなことを言われて金銭を要求されます。一度払うと次々に要求されることがあります。

・払ってしまうと取り返すことは、極めて困難です。不安に感じては払わず、まず、家族、役場、警察、消費生活センターなどに相談をしましょう。

*第4火曜日は「相談と出前講座の日」です。お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

◆問い合わせ先

住民生活課(平日)

☎0859-54-5210

鳥取県消費生活センター(平日・土日)

☎0859-34-2648

八橋警察署 ☎0858-49-0110

